

平成26年10月3日

未成年である保線社員が勤務時間外において飲酒後に運転し
物損事故を発生させた事象について

標題について、このたび未成年である保線社員が同僚と飲酒後に自家用車を運転し、物損事故を発生させた事実が判明しました。

当社は、一連の事故や不祥事等お客様の信頼を大きく損なう事象を発生させ、現在コンプライアンスを徹底する取り組みを進めており、交通事故防止においても交通法規の順守について、繰り返し注意喚起していたところですが、再びあってはならない事象を発生させてしまい、ご利用のお客様をはじめ多くの方々にご迷惑をお掛けすることを深くお詫び申し上げます。

1. 発生日時 平成26年10月3日（金） 0時50分頃

2. 発生場所 北海道白糠郡白糠町岬

3. 関係者 釧路工務所 白糠管理室社員（18歳 男性） 運転者本人
同 管理室社員（20歳 男性） 同乗者
同 管理室社員（22歳 男性） 同乗者
同 管理室社員（24歳 男性） 同乗者

4. 概 況

10月2日の夜、勤務終了後に運転者本人と同僚3名で本人の自宅において飲酒し、この3名をそれぞれの自宅に送り届けるために自家用車を運転しました。この3名を送り届けた後、一人で自宅に戻る途中、道路脇のガードレールに接触する物損事故を発生させた事実が判明しました。

5. 対策等

- ・関係社員に対しては厳正に処分します。
- ・臨時の現場長会議を開催して事象の周知を図るとともに、全社員に対する再発防止に向けた社員指導を強化してまいります。